

町民の皆さんへ

好評につき延長決定！

防犯用品の購入費用を補助します！

空き巣や悪質な訪問販売などを未然に防止するため
ご家庭に防犯用品を購入された方へ

最大**2万円**を補助します！

この補助金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

補助対象者

- ◆甘楽町内に住所があり、その住所地に住んでいること
- ◆町税等を滞納していないこと
- ◆申請者の住宅の敷地内に防犯用品を設置すること
- ◆過去に甘楽町防犯対策補助金の交付を受けていないこと

申請期間

令和8年9月30日（水）まで

※令和8年1月1日以降に購入・設置した防犯用品が対象となります。

※期間内であっても予算上限に達し次第受付終了となります。

対象製品

町内の販売店・電気工事店で購入・設置した

- ◆家庭用防犯カメラ
- ◆カメラ付きインターホン
- ◆センサーライト
- ◆センサーアラーム



※町外店舗で購入したものや、中古品は対象外となります。

補助金額

◆購入・設置費用の**2分の1**

（補助上限額 **20,000円** ※100円未満切捨て）

必要書類

- ◆甘楽町防犯対策補助金申請書兼請求書
- ◆領収書の写し（申請者氏名及び購入日、品名等が記載されているもの）
- ◆対象品目を設置した状況が分かる写真
- ◆振込先口座が確認できる書類（通帳の見開きページの写し）

留意事項

- ◆防犯カメラを設置する際はプライバシー保護に配慮し、撮影範囲に隣家が入る場合は事前に承諾を得てください。
- ◆建物新築時に併せて設置した場合は対象外です。
- ◆防犯用品を複数購入した場合は合算して申請可能です。ただし、補助上限額の範囲内での補助となります。

例1：2万円の防犯カメラと1万円のカメラ付きインターホンを購入した場合
購入金額＝20,000円＋10,000円＝30,000円（①）
補助額＝①×1/2＝15,000円（②）
補助上限額＝20,000円（③）
補助額②が補助上限額③を下回っているため、補助額②の適用となります。

例2：3万円の防犯カメラを2台購入した場合
購入金額＝30,000円×2台＝60,000円（①）
補助額＝①×1/2＝30,000円（②）
補助上限額＝20,000円（③）
補助額②が補助上限額③を上回っているため、補助上限額③の適用となります。

提出・問合わせ先

ご持参又は郵送にてご提出ください。

◆受付時間：午前8時30分～17時15分

※水曜日は19時15分まで ※土日祝は除く

◆提出・問合せ先

〒370-2292 甘楽町大字小幡161番地1

甘楽町役場 総務課庶務係

TEL：0274-74-3131

Mail：syomu@town.kanra.lg.jp

